

国立大学法人東京医科歯科大学短日数勤務に関する規則

（令和元年6月26日）
規則第70号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第38条の5第2項の規定に基づき、短日数勤務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規則の、「短日数勤務職員」とは、常勤職員のうち、次条に定める事由により、週休日以外の所定労働日について労働しない職員をいう。

2 この規則に定めのない事項については、職員就業規則及び労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第2章 申請等

（申請手続き及び承認）

第3条 常勤職員が、次のいずれかの事由により短日数勤務職員となることを希望する場合は、希望日の2か月前までに、学長にその旨を申請することができる。

（1）介護等の家庭内の事情のため（ただし、家庭内の事情には、職員就業規則第38条の5第3項の規定によりがたい場合を含む。）

（2）自己啓発のため

（3）地域活動やボランティア活動等のため

（4）健康上の理由で、フルタイム勤務が難しい場合

（5）その他学長が認めた場合

2 前項の規定により申請があった場合、学長は、原則として、申請日より1カ月以内で期日を指定して、当該申請者を短日数勤務職員とすることを承認することができる。

3 短日数勤務は、3年を限度とする。ただし、労使双方が合意した場合に限り、短日数勤務を延長することができる。

4 第2項の規定により承認された期間の終了日より前に短日数勤務の終了を希望する場合は、希望日の2か月前までに、学長にその旨を申請することができる。

5 前項の規定により申請があった場合、学長は、原則として、申請日より1カ月以内で期日を指定して、短日数勤務の終了を承認することができる。

第3章 給与等

（給与等）

第4条 短日数勤務職員の給与は、短日数勤務へ切り替えた日において、週5日勤務の常勤職員（以下「フルタイム常勤職員」という。）であった場合に支給される月給制の給

与のうち、本給月額及び本給の調整額のそれぞれに第7条第1項に定められたその者の1週間当たりの所定労働時間を38時間45分で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（以下「本給の月額」という。）並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

- 2 短日数勤務職員の給与等については、この章に定めるもののほか、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）の規定を準用する。

（勤勉手当）

第5条 勤勉手当にかかる勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在）において短日数勤務職員が受けるべき本給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額

- (2) 看護師等特別手当を支給されている職員のうち、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額

ア 職員給与規則第21条の2第1項第1号に掲げる職員

29,000円に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 職員給与規則第21条の2第1項第3号に掲げる職員

9,000円に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

- 2 前項の規定に関わらず、職員給与規則第30条第5項の加算を受ける者にあつては、同項による額を勤勉手当基礎額とする。

（諸手当）

第6条 短日数勤務職員の手当は、次の各号に掲げるものを除き、職員給与規則の規定を準用する。

- (1) 通勤手当は、職員給与規則第17条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下、「運賃等相当額」という。）は、ウに該当する場合を除くほか、次に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（職員給与規則第17条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤所要回数分（週3日勤務にあつては12回、週4日勤務にあつては16回）の運賃等の額

ウ 国立大学法人東京医科歯科大学通勤手当支給細則（平成16年制定）第7条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、ア及びイに定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (2) 看護師等特別手当は、フルタイム常勤職員の例による看護師等特別手当に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

とする。

(3) 専門看護師等手当は、フルタイム常勤職員の例による専門看護師等手当に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(4) 情報処理資格手当は、フルタイム常勤職員の例による情報処理資格手当に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第4章 労働時間、休憩、休日

（所定労働時間、始業及び終業の時刻、休憩時間）

第7条 短日数勤務職員の1週間の勤務日数、所定労働時間、1日の所定労働時間、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表に掲げる時間とする。

1週間あたりの勤務日数	1週間の所定労働時間	1日の所定労働時間	始業及び終業の時刻	休憩時間
3日	23時間15分	7時間45分	午前8時30分～午後5時15分	午後0時～午後1時
4日	31時間			

2 業務の都合上必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更することがある。

3 前2項の規定に関わらず、学長が特に認める場合は、1週間の勤務日数、所定労働時間、1日の所定労働時間、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することがある。

（週休日）

第8条 短日数勤務職員の週休日は、4週間に4日以上置くものとし、学長が別に定める日を起算日とした8週間ごとの期間につき16日以上とする。

2 前項の週休日には、所定労働時間を割り振らないものとする。ただし、法定休日（労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第35条の休日をいう。以下同じ。）を除く週休日については、1日の所定労働時間の一部を割り振る場合がある。

3 学長は、第1項の期間につき第7条各項に規定する労働時間となるように週休日を割り振らなければならない。

（週休日の振替）

第9条 学長は、短日数勤務職員に、前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた労働時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 学長は、前項の週休日の振替を行った後において、所定労働時間が第7条各項に規定する労働時間を超えてはならない。

（休日）

第10条 短日数勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、所定の労働時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第 11 条 学長は、短日数勤務職員に前条に規定する休日について特に勤務することを命じた場合には、労働することを命じた休日の翌日から 4 週間以内に休日を与えるものとする。

（時間外及び休日労働）

第 12 条 業務のため必要がある場合は、第 7 条から前条までの規定にかかわらず、所定労働時間を超える労働又は所定休日における労働を命ずることがある。この場合において、法定労働時間（労基法第 32 条から第 32 条の 4 までの労働時間をいう。以下同じ。）を超える労働又は法定休日における労働については、本学は職員の過半数を代表する者と労基法第 36 条第 1 項の時間外及び休日の労働に関する協定を締結し、これを、あらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

（休暇等）

第 13 条 短日数勤務職員の休暇については、国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員の就業に関する規則（平成 16 年規則第 53 号）第 15 条第 2 項から第 8 項及び第 15 条の 2 の規定を準用する。ただし、労働時間等規則第 20 条第 1 項 1 号に定める一般病気休暇の適用については、採用による試用期間中の職員には適用しない。

第 5 章 雑 則

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 9 月 2 日規則第 120 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 8 日規則第 23 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。